



インドが大気及び燃料品質改善への動きへ

インド共和国は11.8億の人口(2010年度予想)を持つ世界で第二に人口の多い国であり、世界で第四の3.3兆相当の購買能力を有しています。しかしながら、一人当たりでは\$1017のみと低いランクに位置しています。(名目上のGDP \$1兆24億ベース)

28の州及び7つの連邦直轄領を持つインドは、文化的、人種的及び地理的社會において多様性に富み、世界でも最速の經濟成長を遂げている国家の1つです。更には、歴史的貿易路、商業的つながり及び低コストが事業や企業開発を奨励しています。投資に加え、拡大する国内外の需要により、インドの精油業界は充実し、拡大しています。この拡大は、インドの大都市中心部及び郊外における汚染に対する懸念に対応するための国家の交通燃料改善及び車両排気削減への取り組みと伴っています。

新規燃料仕様の施行

インドにおける交通燃料の燃料品質基準は、環境保護法により法定化された自動車燃料政策を通じて策定され、インド基準庁にて分類されています。石油天然ガス省ではこれらの基準を石油業界の支援を得て実施しています。

インドの多くの地域では、燃料要求事項は欧州連合仕様をモデルにしており、バラト等級が実施されています。新規仕様は通常、2段階に分けて導入され、最初は13の主要都市で実施、その後国家全体で実施されています。

インドでは2000年以降、国全体で無鉛ガソリンを利用しています。国内で利用されている4つのガソリン等級は、RON88、91、93及び95で、RON88(レギュラー)及びRON93(高級)が国内の市場全体に出回っており、RON95(高級)は一部の都市に出回っています。現在の主要なガソリン仕様ではバラトIII基準(Euro III同等)が国家全体で設定されており、バラトIV(Euro IV同等)は表1の13都市で展開しています。

本号の内容

インドが大気及び燃料品質改善の動きへ

専門家との対談：香港環境保護部(EPD)、大気政策部副部長、W.C.Mok氏とのインタビュー

精油業界見通し-2010年最新情報

第13回ARTCがシンガポールで開催

燃料業界最新情報

1. デリー、ムンバイ、カルカッタ、チェンナイ、バンガロール、ハイデラバッド、アフメダバッド、プーン、スラット、カンプール、アグラ、ラクナウ及びシヨラプールを含む。

政府では、2010年4月1日を主要都市におけるバラトIV基準での車両排気基準、残りの国内都市におけるバラトIII基準の実施日と決めました。これら基準を満たすために、石油会社はバラトIII基準の燃料を国家全体に、バラトIV基準の燃料を13都市に提供することに合意しました。都市でのバラトIVへの移行は日程通りに実施される予定ですが、

(p4に続く)

表1-インドでの現状のガソリン仕様一部

Implementation	Nationwide	Metro
	April 2010	
Specification	Bharat III	Bharat IV
Grade	Regular/Premium	Regular/Premium
RON, min.	91/95	91/95
Sulphur, ppm, max.	150	50
Benzene, vol%, max.	1.0	1.0
Aromatics, vol%, max.	42	35
Olefins, vol%, max.	21/18	21/18
Oxygen Content, wt%, max.	2.7	2.7
Oxygenates		
Ethers (5 or more C), vol%, max.	15	15
Ethanol, vol%, max.	5	5
Tert-butyl alcohol, vol%, max.	7	7
Others, vol%, max.	8	8
RvP @ 37.8°C, kPa, max.	60	60

出典：2010年BIS規定基準、燃料品質センター

CLEAN AIR THROUGH CLEAN FUELS

問合せ先 info@acfa.org.sg 又は 本機関のウェブサイト www.acfa.org.sg。Copyright © 2010 Asian Clean Fuels Association.

免責事項：アジアクリーン燃料連盟は、本ニュース(本誌のコンテンツ)に記載されている情報及び資料の正確度、妥当性、または完全性に関する責任および保証を負わないものとし、コンテンツのいかなる誤りまたは脱字、あるいはコンテンツに従って行われた行為に対する一切の責任を放棄します。



専門家との対談

香港環境保護部(EPD)大気政策部門副部長W.C.Mok氏とのインタビュー

Q. EPDの大気質及び大気汚染管理プログラムにおける主要な使命及び部門内での主要な責務をお話し下さい。

EPDの大気質についての主な使命は、大気汚染規制指令(APCO)において制定された関連する大気質目標(AQO)を達成することです。AQOは実行可能になればすぐに実施され、質の達成を維持していきます。

我々の大気政策部門での主な責務は以下になります。

- 各種の対策を講じて自動車、エネルギー工場や産業及び商業プロセスから生じる排気を管理。
- 広東省の当局の提携部門と協力して、地域内のスモッグ問題に共同で取り組む。
- 大気汚染を地域及び国際的な協力を通じて削減する共同取り組みを推進する。

Q. 香港でのAQO策定及び実施プロセスについてお聞かせ下さい。

政府はコンサルタント調査を2007年に実施、世界保健機構(WHO)のガイドライン及びその他先進国における実施状況を考慮して大気質目標(AQO)を見直しました。見直しは2009年に終了し、新規AQOがAQO目標達成に向けての多数の排気規制対策と並んで設定されました。多数の対策では車両排気を対象にしており、古い又は排気の多い車両の早期の使用停止、ハイブリッド・電気自動車又は環境にやさしい車両の利用拡大、低排気ゾーン設定による汚染原因となる車両の通行禁止などを含んでいます。我々はAQO見直しに関する推奨事項について、社会的に相談しており、この相談により判明事項を考慮しつつこの推奨事項をどのようにうまく実施するか決定しているところです。

Q. EPDにおいて実施中の交通分野における排気に関する懸念点に対応した現状の主要プログラムはどのようなものがあるかをお話し下さい。

2000年以降、我々は多数の車両排気規制対策を実施し、道路上での大気質向上に努めてきました。我々は恒久的な政策を以って、実施可能であれば新規車両の排気基準を厳格化しています。主要プログラムは以下になります。

- 欧州連合と協力し2006年1月1日よりEuro-IV同等の排気基準を新規登録車両に実施。
- Euro以前のディーゼル車両に関して排気削減装置取り付け義務化。
- Euro以前及びEuro Iのディーゼル商用車両の新規商用車両入れ替えに対する報奨金支給。
- 最初の登録税減額により、環境にやさしい車両の利用を奨励。
- Euro V同等ディーゼル燃料の早期市場導入に対する譲歩税提供。

更には、我々は以下の対策実施による車両排気削減に取り組んでいます。

- 2010年に自動車燃料基準をEuro V同等要求事項へと厳格化。
- 不必要な車両の空運転の禁止法律化提案。
- 交通分野でグリーン化した低炭素交通技術実験を奨励する\$3億の試作グリーン化交通資金制定。
- Euro IIIレベルのディーゼル商用車両の新規商用車両入れ替えに対する報奨金支給。

Q. 香港ではEuro基準に近い非常に強力なクリーン燃料及び車両要求事項実施に移行しています。香港では、何故、燃料及び車両プログラム向けにEuro同等基準を採用するといったアプローチを実施したのでしょうか。

欧州連合(EU)の車両排気及び燃料基準は、最も厳しく実用的な国際基準です。我々はこのため、この基準を採用しました。しかしながら、我々は同等又はそれ以上に厳しい基準をも採用しています。

Q. 新規クリーン燃料及び排気基準を制定するに当たり、EPDはどのように業界及び主要な利害関係者と協力してかかる基準が効果的なものとなるように取り組んでいますか。

新規排気基準又は燃料品質仕様がAQO達成のために必要とされる場合、EPD及び大気政策部門は現地の石油会社、自動車販売会社及び交通業界に助言を求め、実用的な対策が取れるようにしています。

Q. EPDがこれらの厳しい燃料品質基準実施において障害となったものは何でしょうか。また、どのように成功へと導きましたか。

香港は独自の燃料精油所を持たず、我々の燃料は他国よりの輸入に依存しています。石油会社の準備のために、我々は実行可能な計画及び達成可能な日程が組めるように事前に基準厳格化の計画について通知しています。我々は、早期にクリーン化したディーゼル(Euro IV又はV相当のディーゼルなど)導入に対して奨励金支給し、自動車運転者に利用を奨励するため、このような燃料供給会社に対して燃料税割引を実施しています。

Q. 現在、燃料品質改善を継続するあたっの主な対応策は何ですか。

我々は自動車燃料をEuro Vと同等レベルにするための法令上の要求事項を厳格化する準備をしています。立法議会が承認すれば、Euro Vと同等レベルの自動車燃料基準は2010年7月1日に義務化されます。

Q. 最後に、燃料品質及び車両基準改善に取り組む他国政府機関に対して参考となるアドバイスをお願いいたします。

我々は、生産業者、販売業者、自動車メーカーから消費者まで、全ての利害関係者との話し合うことが、より強化した燃料及び車両排気基準導入を支えると考えています。



精油業界見通し—2010年最新情報

2010年世界経済は極端な両極化が予想されています。経済協力開発機構(OECD)参加国では成長停滞が予測されていますが、変わり行く発展途上地域では成長が再開、また更に強力な成長が見られると予想されています。石油生産及び精油産業も、同様に両極化が見られると予想されています。例えば、前ソビエト連邦では、2015年まで年間3400万トン(t/y)の余剰燃料があると予想されている一方で、北米地域では同時に年間610万トン(t/y)の不足が発生すると予想されています。ガソリン需要は徐々に北米地域で復活し、その一方で多数のアジア諸国及び中近東では非常に高い需要が見込まれています。



世界的不況にもかかわらず、原油価格も年間を通じてエネルギー業界では着実に価格が上昇すると予測されています。多くの精油計画者はバーレルあたり最低で\$60(/bbl)の原油価格での投資プロジェクトのビジネスモデルを基準にしていますが、その価格が近年では、同時期の増大する変換及び改善プロジェクトへの投資がないにも関わらず、\$80(/bbl)まで上昇しています。この原因としては、精油所の生産能力余剰、販売利益幅縮小及び厳しい資本利用であり、経済不況下アップグレード作業や製品多様化が延期または取り止めになる主な要因になっているためです。しかし、特定地域、例えばインドや中近東などでは、精油所の複雑性の改善への必要性や製品需要により改善や拡張の機会が生まれています。

もう一つの重要な要因は、軽油/重油の価格差せばまり、落ち込んでいる本質的な利益幅などに対し、伝統的に精油所業界が市場に敏感に反応しており、精油所の計画担当者が保守的なアプローチで増大する生産能力に対応し、2015年以降に予測される需要上昇に対応していることです。

代替燃料、バイオ燃料、天然ガスベースの液体燃料生産は今後5年間(実際は10年間)継続して成長すると見られている一方で、原油ベースの燃料消費は、予測される経済拡張に合わせてアジア、中近東、アフリカ及び南米で大幅に増大すると見られています。欧州や北米では、原油ベース燃料需要は、特に炭素排気規制に伴い抑えられると予想されています。しかし、現状のディーゼル燃料供給(欧州)又はガソリン市場(米国東海岸)が厳しいままであれば、隙間的な機会がこれら地域で生まれるかもしれません。

本年初頭に発行されたドイツ銀行のレポートによると、精油業界は、特に欧州内及び米国の回復の見られる地域での需要が回復するに合わせて、過剰資産の整理を実施していると発表しています。世

界的需要が回復すれば、石油輸出機構(OPEC)の生産量は増加が必要になり、軽量—重量の石油価格格差も増大します。

昨年12月のコペンハーゲンでの気候変動会議における国際的合意の欠如により、若干、温室ガス(GHG)排気規制のための精油製品供給及びその多様化に対する新たな影響力が弱まっています。米国において本年度可決されているGHGのキャップアンドトレード規制は、可能性がほとんどなく、来年末の会議につながる国際的交渉成功への見通しを制限するものになっています。

精油製品の利益幅は地域的な需要及び供給のバランスに依存しています。石油需要が2010年以降に伸びると予測される地域では、軽油及び重油のの価格差が開きはじめれば、変換プロジェクトに対する関心が再び高まるでしょう。多数の国で課されている価格規制政策についても、需要曲線に影響し、原油価格上昇に対する調整(上昇した消費者価格)が行われる模様です。

しかしながら、精油所変換プロジェクトが今後数年内に再開されるかは不透明です。昨年末のアンケート調査では、脱硫プロジェクトは既に2009年度にピークを迎えた模様であり、小規模な拡張が2010年から2014年にかけて実施されると言われています。更に厳しい燃料品質仕様の施行は、絶え間のない大気汚染問題に取り組むためにアジア地域で継続する予定です。

保有車両数が増加、近代化するにつれ、オクタン値の改善も多くの国で実施されています。仕様要求事項、消費者需要に関わらず、これらの国々ではRONが高いレベルであり、オクタン成分対応の精油ユニット又は、商用混合製品購入という結果になるでしょう。

精油所構成の移行により、以前延期されたプロジェクトが繰り上げになる模様でもあります。南米(ブラジル)では、Petrobrasが水素分解技術の精油所を2015年までに15カ所建設することを約束しました。米国では、東海岸の2カ所の精油所を閉鎖しましたが、現状の過剰生産能力分を吸収しきれないでしょう。しかし、米国では、その他の大規模な拡張工事が進んでいます。(Motiva Port Arthur)

石油化学製品への生産の多様化(例:プロピレン、ポリマー、オクタン成分及び芳香族化合物)は、技術改善及び市場需要移行のため、一部のプロジェクトに影響するでしょう。アジアの石油化学製品産業は引き続き拡大し、消費者や輸出製造産業で伸び続けるプラスチック、ポリマーやその他部材を供給していくでしょう。

総合的には、経済活動が強化し拡大に勢いがつくため、2010年は多くの精油所にとって極めて重要な年になるかもしれません。

インドが大気及び燃料品質改善への動きへ

(ページ1より続く) バラトII準拠燃料実施において、国内での配給に関して困難が生じています。その結果、高い硫黄含有量をもつバラトIII燃料を廃止し、バラトIII燃料と入れ替えるため、完全実施には遅延が生じるとみられています。

現在では、インドでは、販売規制のために製品が入手できない6つの州を含めて、国家全体でエタノール混合(5 vol%又はE5)を義務付けています。今年度は、更なる調査が実施され、E10の高い混合率が既存の車両と互換性があるかを検討しています。

精油業拡大により、地域の供給業者として支配する可能性

インドにおける証明済みの石油埋蔵量は7億2500万メートルトンと予想されています。現状では70%以上の加工原油が輸出され、インド国内の全体の石油ガス需要の45%を占めています。

インドには、19か所の精油所があり、そのうち17カ所は公営です。インド石油会社(IOC)はインド国内最大の下流部門の公営石油会社で、バラト石油会社(IOC)がその後を追っています。リアリانس石油は国内初の私営精油所を設立し、大幅に生産能力を拡張しています。

インドの精油所は、今後2年間における年間約6%の拡張のため、2012年までには年間2億5600万トンの原油加工能力を達成すると見込まれています。2008年後半に開始したグジャラート州ジャムナガールにある2900万トンの能力を有するリアリانسの第二精油所など、最近の拡張工事により、大幅に生産高が向上しています。追加建設プロジェクトも、潜在的な輸出市場向けの追加生産能力向けに進んでいます。

厳格化する大気質基準

2009年後半、インドの環境林野庁は、1994年に最後に制定以来の15年のレベルのギャップに対応し、2009年度改訂版国家環境大気



Source: Google Image

質基準(NAAQS)の通知を発行、これら限度を厳格化しました。本通知では、大気汚染規制及び改善した公共衛生保護のための法的枠組みが規定されています。

以前のNAAQSのように、新規限度は中央汚染規制局(CPCB)により、カンパールにあるインド技術機関と共同で見直しが行われました。その結果、新規基準が効率よく実施されるよう1996年の環境保護法下にて公示されました。

改訂版NAAQSは、国際的ベストプラクティスに従って制定され、最新の技術や研究の進歩に合わせています。新規基準の主な概要は以下になります。

- 産業地域における分類は、住宅地域の同様の基準と一致しなければならない。(土地利用ベースの分類は廃止。)
- 環境的に敏感な地域に対して制定されたより厳格なNO₂及びSO₂基準を除き、基準は均一に適用する。
- 粒子基準(PM₁₀)及び一酸化炭素(CO)は現在均一に適用されている。更に厳格化した鉛、SO₂及びNO₂基準を住宅地域に設定する。
- 微粒子(PM_{2.5})については、より良好な公共衛生のため、以前の一時停止中の粒子基準と入れ替える。
- オゾン、ベンゼン及びその他大気毒性はNAAQSに含め、CPCBの調査、世界保健機構のガイドライン、及びその他国際基準や慣例を基準とする。

CPCBはデータベース立ち上げ、大気質監視インフラ及び基準施行の手順や議定のロードマップ作成中です。国家環境保護庁及び国家グリーン裁決機関下の施行手順も制定されています。

未来—拡張と輸出

世界不況以前のインドの経済成長は年間平均で7.5%でした。時給は過去10年間で2倍に跳ね上がりました。インドでの市場の競争力、技術革新及び事業委託がこの経済成長を支えてきました。自動車産業は引き続き拡大し、国内及び輸出の需要に対応しており、世界最安値の自動車であるTata Nanoは、インドで生産されています。この経済成長は、インドにおける貧困層、郊外開発、インフラやエネルギー需要及び都市の大気質問題への取り組みを支えています。

シンガポールで第13回ARTC開催

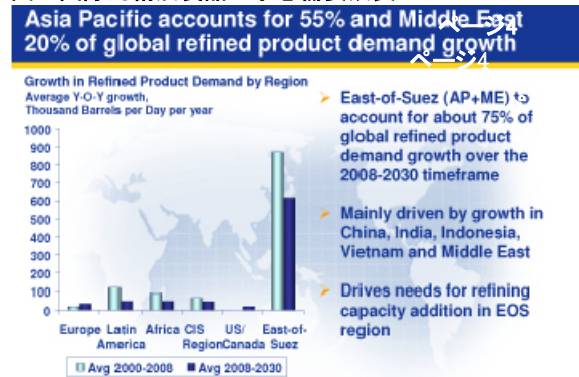
第13回アジア精油技術会議(ARTC)が、本年シンガポールにて3月9日及び10日開催されました。アジアでは、経済回復及び十分な石油化学製品及び精油製品供給に支えられた需要拡大へと向かっています。ARTCは業界のトップの専門家を一堂に集めており、ベストプラクティスの共有、いかに技術を改善するか、市場傾向を改善して地域の事業に影響させるかのアイデア交換の場となりました。展示会では、最新技術の見本が提供され、世界中からの参加者のための交流の機会が設けられました。

本年のプログラムでは、自動車及び精油業界での挑戦や機会、主要経済分野及び国家開発、上流部門の最適化及び精油業及び石油化学製品フィードストック見通しに関する発表が行われました。プログラム二日目には、精油業、環境問題、エネルギー効率、石油化学技術及びプロセス管理について取り上げた2つのセッションが同時開催されました。ARTCにおける主な発表内容は以下にまとめてあります。

Purvin & Gertz社長のNarayanaswamy Ravivenkatesh氏は、開会に伴い精油業及び石油化学製品フィードストックの中期見通しについて発表を行いました。今後数年で経済回復が進むにつれ、2008年から2030年間の世界の石油需要は1日当たり1800万バレル増加することが予想されています。非OECDのシェアの成長は、2030年までには現状の43%から53%まで上昇すると見込まれています。中国とインドが先頭を切るアジア地域では、石油の強度及び効率に大幅な改善がみられるとされています。Ravivenkatesh氏は、更に、この時期(図1)の世界の精油製品需要成長ではアジア太平洋地域では55%を占め、中東では20%を占めると述べました。2030年までにこの需要に追いつくには、の4500万b/dの原油生産を新しい油田で開発する必要があると述べています。

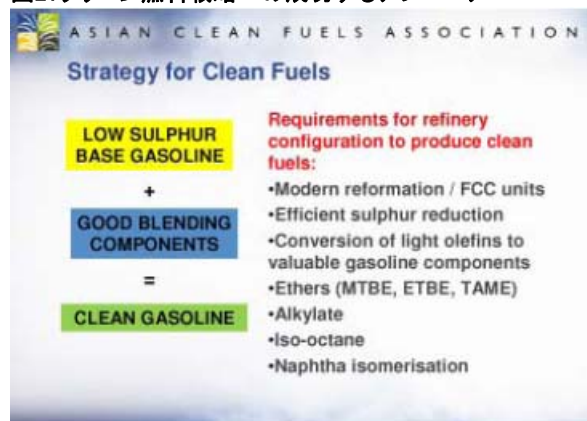
アジアクリーン燃料協会の常任理事のClarence Woo氏は、「アジアにおけるクリーン燃料の傾向及び精油業者の挑戦」について発表しました。同氏は、その他地域と異なり、アジア地域では燃料基準の調和がとれておらず、市場での燃料状態が一貫性に欠けていると述べました。同氏は、地域内で燃料品質を変える駆動力となるのは、高収入、増加する車両数、増加する旅行の機会及びそれに伴う燃料需要の増大にあると説明しました。車両及び燃料利用の増加に伴い、排気が増加し、大気質保護に対してプレッシャーが高まると述べました。Woo氏は、最新のクリーン車両エンジン向けに燃料品質を改善するための成功する戦略(図2)について明らかにしました。同氏は、利益幅を狭める運営コスト、規制期限、CO2排気に対応した政策変更及び代替燃料義務化を含め、精油業者がより高い品質燃料及び混合材料を提供するための挑戦について説明しました。挑戦に対応するための重要な点は、国際的提携及び燃料仕様の調和となります。

図1: 国際的精油製品の予想需要成長



出展: N.Ravivenkatesh, Purvin&Gertz, 第13回ARTC、2010年3月

図2: クリーン燃料戦略への成功するアプローチ



出展: C.Woo, アジアクリーン燃料協会、第13回ARTC、2010年3月

Nexant ChemSystems社長のClive Gibson氏は、「今後10年一見慣れた挑戦と優先度変更」について発表しました。同氏は、1990年代及び2000年代の業界状況及び実績の比較を行いました。同氏は、過去10年間において、主に2008年以降の世界経済不況により、精油業生産能力増加は需要をしのぐものであると述べました。アジア地域は、2000年以降、純需要成長量の3分の2及び純生産能力成長量の半分を占めています。同氏は、原油価格が如何に「予想以上に予想できないもの」になったか、そして、その結果、価格格差の広がり及び精油業での利益幅も同様の現象になったかを強調しました。Gibson氏は、将来的には、構造的アジアの傾向は定着し、それゆえに、需要成長が完全に復活、アジアが回復を先導するであろうと述べました。同氏は、インドが精油業拡大とともに、地域内の支配的な交通及び燃料供給者になるであろうと述べました。



Fushan石油化学研究所、SINOPEC所長のXiangchen Fang氏は、「中国の交通燃料品質問題解決に向けての技術開発」について発表しました。同氏は、交通燃料及び石油化学製品フィードの要求事項達成のためにSINOPECで実施している原油特性変更及び2020年までに軽液体燃料歩留向上への必要性に関して強調しました。この結果、中国の精油業者は革新的技術を開発し、重くて質の低い品質の原油を質の高い軽油製品に移管する必要があります。主要都市をはじめ、クリーン燃焼性燃料生産のためのプロセス段階が踏まれています。Xiangchen氏は、超低硫黄ディーゼル(USDL)燃料生産への挑戦について述べ、水素処理工程及び触媒改善がこれら基準達成に必要であるとしました。

Volvo Technology Corporationの燃料潤滑油グループのAnders Roj氏は、「自動車産業における挑戦及び燃料規制への影響」に関して語りました。同氏は、エンジンの寿命が尽きるまで高性能を確保するための燃料品質の重要性について強調しました。同氏は、世界燃料憲章(WWFC)など、国際的燃料基準調和への取り組みについて説明しました。Roj氏は、最新のWWRC改訂版が見直されており、2010年9月には完了する予定であると述べました。同氏はまた、「完全に車両寄り」のエネルギー及びGHG排気の審査に関する問題に関して考察しました。

第13回ARTCプログラムでは、アジア地域における挑戦、傾向及び燃料開発の重要な実態が明かされました。



ACFAニュースに対するご質問または、ご感想は、info@acfa.org.sg にお問い合わせいただくか、ジョアン・チョンまでお電話(+65) 6866 3209 またはメールでご連絡ください(joanne@acfa.org.sg)。 当社ウェブサイト: www.acfa.org.sg

近日開催のイベント

中国グリーン燃料&車両 2010年4月8日、上海

第15回アジア石油週間 2010年4月19~23日、シンガポール

DeWittアジアメタノール&MTBE会議 2010年4月19~21日、香港

第8回APTIC 2010年4月20~21日、クアラルンプール

第7回中近東精油&石油化学会議 2010年5月24~26日、バーレーン



燃料業界最新情報

広東省で50PPM硫黄基準に移行

2010年7月以降、中国南部広東省は北京及び上海で低硫黄含有量限度実施に続いて50ppmの硫黄含有ガソリン及びディーゼル燃料を導入します。本省にはパールリバーデルタ地域や主要都市である広州、深圳及び惠州が位置しています。広東省環境保護局及び広東省品質技術監督局が新規ガソリン基準であるDB44/694-2009及びディーゼル燃料基準であるDB44/694-2009を共同で施行し、硫黄限度をガソリンでは150ppm、ディーゼル燃料では350ppmに制限している既存の基準と入れ替えを実施しました。ガソリン仕様には以下のように、数点変更点もあります。

- RON97ガソリンのアンチノック指標は90以上でなければならない。
- マンガン含有量を0.016g/lから最大0.008g/lに削減。
- 蒸気圧(RVP)を夏場は最大65kPa(冬場は最大85kPa)から、年間を通して45-60kPaの限度に変更。
- 最大25%のオレフィン限度導入。

大気汚染は継続して省内の都市部で深刻な懸念となっています。昨年の平均で75日以上の煙霧日が見られました。調査によると、パールリバーデルタ地帯の41%以上の人々が、大気質が原因で病気又は体調不良を訴えています。

腎臓機能が血液中の低鉛レベルにより低下

先日発行された調査結果によると、鉛レベルについて、以前考えられていたよりも低い鉛のレベルにより若者の腎臓機能低下が発生する恐れがあることが判明しました。本調査はArchives of Internal Medicineに掲載されたJohns Hopkins大学のチルドレンセンター(米国、バルチモア)の科学者により実施されたものです。2つの異なる腎臓機能テストにより、研究者達は、血液の鉛レベルが1デシリッター($\mu\text{g}/\text{dL}$)当たり2.9ミクログラム以上の若者は、鉛レベルが1 $\mu\text{g}/\text{dL}$ 又はそれ以下の若者より過率が低いことを発見しました。以前、保健専門家達は、健康な子供の若干低下した腎臓機能により、年齢が上がると腎臓疾患(高血圧、糖尿病など)の追加のリスク要因が高まるという問題が発生することを指摘していました。本調査では、血液中の測定鉛レベルが腎臓機能低下の原因になると確定できなかったため、更なる調査を実施することになっています。高い鉛汚染により腎臓への障害の原因になると立証されており、この調査では鉛汚染源削減の必要性を強調しています。

オーストラリアがEURO V及びEURO VI仕様に移行

オーストラリアの連邦交通大臣は、Euro 5同等の基準を2010年から、Euro 6同等の基準を2016年方導入することを発表しました。政府が最終的に実施決定をする前の規制影響関連書草案の公のコメントが要求されています。政府では、過去10年間において主要都市における大気質改善について認識していますが、予想される車両保有数増加により、更なる改善が必要になっています。RIS草案では、クリーン燃料及び厳格な排気基準が都市の大気質改善に最もコスト的に効果のあるものとしています。大臣は、新車のCO2排気削減のための新規規制を策定中で、別のRIS本年度後半に発表されることも明らかにしました。

EUのREACH関係書類で改善必要

欧州連合の化学薬品庁(ECHA)では、EUの化学物質登録評価許可規則(REACH)規定に基づく登録関係書類を見直す2009年の取り組みについての進捗のレポートを発行しました。REACHは2007年半ばに実施された化学品安全規定で、人体の健康及び環境保護を改善するものです。ECHAは、REACH評価:2009年度進捗レポートのレポートの中で、化学品メーカーは化学品識別表示を改善し、提案されている動物テスト未実施の正当化し、化学品毒性及び特性に関する結論を提供するための調査結果のより包括的なまとめを提供すべきだとしました。ECHAは、2009年度には406件の書類を受理し、35件の提出書類に関してREACHの要求事項に準拠しているか及び登録者が提案したテストは何かに関して事前評価を実施しました。書類内容についての更なる詳細に関する解析は2011年以降に実施されます。

レポート内では、ECHAでは化学品の識別表示は‘評価書類の割合の中で不十分’だと結論付けています。本レポートでは、更に、特定の動物テスト(主に、反復投与毒性試験及び生殖毒性)の未実施に関して、正当化が不十分としています。REACHでは、動物テストは毒性試験の際の最後の手段として必要としています。化学品安全利用に関して譲歩するようであれば、試験を未実施としてはならないとしています。また、本庁では、‘証拠の重要性’的アプローチが化学品安全特性評価の際に適用される場合、まとめ部分が不足していると指摘しています。‘証拠の重要性’的アプローチでは、評価の際、そのアプローチを利用するのであれば書類上で強調しなくてはなりません。ECHA REACHの進捗レポートは、http://echa.europa.eu/doc/progress_report_2009.pdfにてご覧頂けます。